女性創業者育成支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県(以下「甲」という。)が発注する女性創業者育成支援事業業務を 受託する者(以下「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

女性が創業しやすい環境を整備し、創業準備段階から創業後、経営が軌道に乗るまで を一貫して支援することで女性創業者を増加させるとともに、女性創業者が創出するイ ノベーションにより、県内産業の振興を図るものである。

2 委託期間

契約締結日から令和7(2025)年3月31日(月)まで

3 委託料

- (1) 1,713,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
- (2) 委託料の支払は、原則として、事業完了後の精算払いとするが、本業務の遂行上 必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況に応じて委託料の一部を支払 うことができる。

(3) 対象経費

· 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个			
区分	内容		
1. 人件費	本事業に直接従事する従業員等の人件費		
2. 謝金	講師、専門家等の謝金		
3. 旅費	従業員、専門家等の旅費		
4. 使用料及び賃借料	施設使用料、リース料等		
5. 通信運搬費	送料等		
6. 委託費	県が特に認めるもの		
7. その他	県が特に認めるもの		
8. 一般管理費	1. ~7. の合計の10%以内		
9. 消費税及び地方消費税	1. ~9. の合計の10%		

(4) 対象とならない経費

- ① 備品購入費
- ② 設備費

ア 不動産の購入経費

- イ 車両の購入経費
- ウ 施設の設備の改修経費
- ③ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ④ その他、事業との関連が認められない経費

4 業務内容

創業希望段階から創業初期段階までの各段階に対応した創業支援を実施するため、次の事業を実施する。

なお、事業の実施にあたっては、仕事と家庭の両立、身近にロールモデルや相談相手がおらず孤立しがち等といった女性の特性に応じた課題を解決するための支援内容になるよう配慮すること。

(1) 女性創業者·創業希望者交流会(創業全段階)

概要	創業希望段階から創業間もない女性までの創業に関する不安や悩み
	を払拭するため、参加者同士や女性の先輩起業家等との意見・情報
	交換及び人的ネットワーク形成のための交流会を実施し、創業への
	後押しを行う。
主な対象者	創業希望段階から創業初期段階の女性
内 容	開催回数:年2回程度
	・参加者数:各回 40 名程度
	・参加費:無料
	・内容:女性先輩起業家の講演、参加者同士の情報・意見交換
	等

(2) 女性のための創業塾(基礎編)(創業準備段階)

概	要	創業に関する基礎知識の習得等を行う。
主な対	:な対象者 創業準備段階の女性	
内	容	・開催回数:年5回程度
		・参加者数:各回 40 名程度
		・参加費:無料
		・内 容:創業の心構え、マーケティング、会計、労務管理、
		開業手続き等の創業に関する基礎知識の習得、女性の
		特性に応じた課題解決講座。
		※創業の心構え、マーケティング等については、女性
		の特性に応じた内容とする。

(3) 女性のための創業フォローアップセミナー (創業初期段階)

概要	創業間もない女性が直面する専門的な諸課題の解決や人的ネットワ
	一クの形成のための、女性の先輩起業家や専門家による講義及び個別
	相談会を開催する。
主な対象者	創業初期段階の女性
内 容	・開催回数:年1回
	・参加者数:20名程度
	・参 加 費:無料
	・内 容:女性先輩起業家の講演、専門家による個別相談会 等

(4) 女性の創業に関する総合相談(創業全段階)

概	要	女性の創業全般にわたる相談を行う
主な対	寸象者	創業希望段階から創業初期段階の女性
内	容	・開催回数:月4日程度
		• 相 談 料:無料
		・相 談 員:創業に関する知識を有する女性

(5) その他の創業支援

5 実績報告書等の提出

- (1) 乙は、本業務契約締結後、3ヶ月ごとに「業務遂行報告書」(様式任意)を作成し、 速やかに甲に提出すること。
- (2) 本業務完了後、乙は「業務実績報告書」(様式任意)を作成し、業務を完了した日から起算して10日以内に県に提出すること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 関係書類は5年間保存すること。また、甲の求めに応じ、乙は関係書類の提出を行うこと。

6 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上定めるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。